

類別：器32 医療用吸引器 一般的名称：再使用可能な汎用吸引チップ（JMDN 38749000） 【クラスⅠ 一般医療機器】

販売名：TM吸引管 A

〔個別の商品名は包装表示ラベル等でご確認下さい〕

【警告】

この製品は対人処置手術用医療機器です。使用者は十分注意して、正しい使用目的においてのみお使い下さい。使用方法を誤ると人体に被害あるいは人命に関わる事があります。鋭利な部分でケガ等をしない様に取り扱いには十分ご注意下さい。

【禁忌禁止】

- ・ 強酸性、強アルカリ性、塩素系の各溶液への浸漬。
- ・ 水分を付けた状態での放置（錆の発生）。
- ・ 医療機器修理業者以外による修理。
- ・ 改造。

【形状・構造及び原理】

- ・ 形状＝筒状の構造物。
- ・ 構造原理＝別途用意した吸引陰圧を管により伝達する。
- ・ 原材料＝ステンレス、銀（微量の錫合金）、真鍮、硝子、シリコン。

【使用目的、効能又は効果】

- ・ 対象領域である耳鼻咽喉気管食道等の処置や手術等の際に、血液、粘液、電気的手術機器による発煙、等を吸引するために用いる。

【操作方法又は使用方法等】

- ・ 手動。
- ・ チューブを介して吸引装置と接続し、先端を目的個所に近づけるか接触させて血液や粘液等を吸い取る。

【滅菌方法】

- ・ 本製品は未滅菌なので使用前に洗浄、滅菌すること。
- ・ 初回使用前の洗浄は器械表面に付着している保護用油分や残留粒子等を落とすために中性洗剤とスポンジやブラシを用い、入念に洗浄すること。すすぎは十分に行うこと。
- ・ 使用後は中性洗剤とスポンジ等で水洗浄を行い、肉片、血液、粘液をほとんど洗い流す。吸引物で目詰まりを起こしている場合は、洗浄中に針金等を用いて貫通させる。鼻洗器などの送水器を利用して、管内に送水して内部も洗い流す。
- ・ 超音波洗浄器があればかける。
- ・ オートクレーブ、プラズマ滅菌、ガス滅菌が可能。
オートクレーブは132度、2気圧、10分間程度が目安。脱塩素水の利用および、滅菌バッグを推奨。
- ・ 強酸性水、強アルカリ性水、次亜塩素酸ナトリウム系の消毒液（ミルトン、ピューラックス等）、塩化物イオン含有の水溶液との接触は、製品に変色（黒化）、腐食（錆）が発生する事がある。その場合、機能的な障害が無ければそのまま使用可能。これらの水溶液を用いる場合は長時間の浸漬は避け、湯水後すぐに水で洗い流すこと。

- ・ 次亜塩素酸ナトリウム系（ミルトン、ピューラックス等）の消毒液は、金属の影響で消毒液が黒く変色することがあります。また金属が腐食、変色するので出来るだけ使用を避けてください。

- ・ 金属製の物には、錆や腐食防止の為、滅菌工程中における水性防錆潤滑剤（瑞穂医科工業（株）製「ミルクテックS」等）の使用を推奨します。

【使用上の注意】

- ・ 再使用可。
- ・ 使用する際、抗力により製品が破損或いは破壊するほどの入力避けること。同様に人体への創傷に注意すること。
- ・ 金属部分は通電性があるので電気メス等との併用時は絶縁性手袋を使うなどして十分注意すること。
- ・ 吸引処置中は、目詰まりを予防するために時々水を吸引しながら行って下さい。また吸引終了後は十分に水を吸って管内部に残留物を残さないようにして下さい。
- ・ 新品時、差込口等に白あるいは青緑色の粉末状の汚れが付いている場合がありますが、これは製造過程で付着したメッキ処理の跡です。洗浄（アルコール拭）してこれらを落としてお使い下さい。

【貯蔵・保管方法及び使用期間（有効期限）等】

- ・ 滅菌後は速やかに紫外線保管庫などの無菌空間に移しかえ保管する。滅菌バッグ包装の場合はそのまま清潔安全な場所に保管する。
- ・ 鋼製機器類は表面上劣化がなくても金属疲労によりミクロな破損は進みます。あまりに長期間の稼働は使用中の突然の破損等、不意な事故もありえます。5年間使用を目処に買い替えを推奨します。

【取り扱い上の注意（保管および輸送、受渡時）】

- ・ 湿気、埃、物理的衝撃を避けること。積重ねによる変形に注意。

【保守、点検に係る事項】

- ・ 使用前、洗浄後に劣化や破損等がないかを点検し、もし異常を発見したらその製品は使用を止めること。必要に応じて医療機器修理業者に修理を依頼するか廃棄して下さい。
- ・ 使用中違和感を感じたら破損の前兆と捉え留意すること。

【個別製品に関連するその他の情報】

- ・ 当社WEBサイトの <カタログ> ページにてご覧ください。
www.tm-matsui.com

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

- 株式会社テーエム松井（発売元および問合せ先）
〒113-0034 東京都文京区湯島 3-4-13 TEL 03-3831-3287
info@tm-matsui.com

TM matsui 株式会社テーエム松井（耳鼻咽喉科医療器械）

添付文書（医薬品医療機器等法第63条第1項）および 医療機器販売業者等における品質確保手順書（QMS省令第72の2条第2項2号）準拠

ーこの文書内容を無断で転載転用する事を禁止しますー